

平成26年第4回定例会

「職員の給与に関する条例改正」ほか3件を委員会付託

松田町議会第4回定例会は、12月3日(水)から5日(金)までの3日間の会期で、左記の日程により開催しました。今回の定例会で提案された「松田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、総務文教常任委員会へ付託し、地域手当の支給について慎重に審査をしました。また、介護保険法等の改正による新設条例や陳情は産業厚生常任委員会へ付託して審査しましたので、これらの議案を中心に紹介します。

なお、議員個々の審議結果と一般質問は5ページから10ページに掲載しています。

会 期 12月3日(水)～5日(金)

- ◎第1日目、3日(水)
 - ・本会議 一般質問7人(7件)
- ◎第2日目、4日(木)
 - ・本会議 一般質問2人(2件)・町長提出議案4件(承認・議案第33号から35号)の審議
 - ・委員会 産業厚生常任委員会と総務文教常任委員会にて付託議案第33号から35号の審査
- ◎第3日目、5日(金)
 - ・委員会 産業厚生常任委員会で陳情第2号の審査
 - ・本会議 町長提出議案13件(新設条例・条例の一部改正・補正予算・同意)と陳情の審議

委員会で審査した議案

産業厚生常任委員会

【議案第33号】

●松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例

を実施するために必要なものに関する基準を定める条例

この2議案は、介護保険法等の改正により、これまで国が定めていた基準を、新たに町条例で定めることになった。委員

【議案第34号】

●松田町地域包括支援センターの包括的支援業務

会の説明員として、福祉課職員からヒアリングを行い、審査した結果は次のとおりです。

審査の概要

【質】暴力団排除条例に関する部分があるが、その確認はどうするのか。

【答】(福祉課長)警察署に照会する。

【質】居宅等の指定介護予防支援事業を行うことになる業者の資格は。

【答】(福祉課長)社会福祉法人・医療法人・NPO法人はもちろん、商法上の会社や農協・生協・健康保険組合など、すべての法人が対象となる。

【質】松田町では、3千人以上6千人未満ごとに置く専任職員に対し、保健師等・社会福祉士等・介護支援専門員等が各1名だが、それに準ずる者も可能という定義は。

【答】(福祉係長)例えば保健師、それに準ずる者とは、地域で経験のある看護師であれば可能である。

【質】事業運営等の重要事

項について、どう説明するのか。

【答】(福祉係長)重要事項は契約内容と同様で、地域包括センターの場合は設置者である町長と利用者との契約になり、契約時に説明している。

【質】医療と介護の連携等を目指す「地域包括ケアシステム」における地域包括支援センターのあり方を、どう理解するのか。

【答】(福祉課長)現状での地域包括支援センター自体が、より幅広い業務を行っていく必要があると解釈していた。だいたい。

審査の結果

介護予防支援事業・介護予防事業・地域包括支援センターの包括的支援業務を円滑に推進するものと判断し、裁決により賛成全員で可決した。5日の本会議で委員会報告後に裁決を行い、賛成全員で原案のとおり可決した。